

第5章 高齢者施策の展開

第5章 高齢者施策の展開

1. 介護保険サービスの充実

【現状と課題】

本町においても、介護給付費は年々増加傾向にあり、サービス種類別では、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスはそれぞれ増加傾向にあります。

アンケート結果からは、多くの高齢者は、在宅で介護をしてほしいと考えており、たとえ高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努める必要があります。

また、介護保険事業の充実のためには介護サービス事業所の質の高い安定的なサービスの供給が不可欠であり、その中で介護職員の人材不足の問題は、全国と同様に本町にとっても大きな課題と言えます。そのため、介護人材育成や雇用定着のための環境の整備に努める必要があります。

1-1 居宅サービスの充実

- ◆在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者へ情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

1-2 地域密着型サービスの充実

- ◆地域密着型サービスについては、第6期計画期間において、地域密着型特別養護老人ホーム（20床）や認知症対応型共同生活介護 GH を2ユニット（18床）を整備しました。
- ◆第7期計画期間においては、平成31年度に小規模多機能型居宅介護の事業所を整備する予定です。設置数は1事業所、定員は29名となります。その他のサービスについては、今後の事業者の参入状況や地域におけるニーズ等を見極めながら実施に向けて検討していきます。

1-3 施設サービスの充実

- ◆施設サービスについては、県や広域圏との協議のもと、利用者の必要性に応じて広域的に対応していきます。

1-4 介護保険事業の適正な運営

- ◆質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護人材の確保ができる取組みを検討します。
- ◆サービス事業者に対し、相互の情報交換や研修等を支援することにより、サービスの質的向上を図ります。

2. 介護予防と日常生活支援の推進

【現状と課題】

いつまでも心身ともに健康で日常生活を送るためには、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自ら管理し、保持・増進を図っていく必要があります。

また、高齢化の進展により介護を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の自立支援や介護費を抑制する観点からも「介護予防」の視点に立った取り組みは非常に重要です。

そのため、すべての高齢者に対し、疾病の予防・早期発見・早期治療を目指して、健康に関する意識の啓発や各種検診等の保健サービスの充実に努めるとともに、介護予防の必要性の普及・啓発に努める必要があります。

2-1 健康づくり事業の推進

- ◆町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持つよう、健康に対する正しい知識の普及、啓発に努めます。
- ◆健康の維持、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、健康診査や各種がん検診の更なる受診率の向上を目指して啓発に努めます。
- ◆介護が必要になるリスクが高い、高血圧・糖尿病・高脂血症などの生活習慣病予防に努めます。

2-2 介護予防事業の推進

- ◆町民一人ひとりが適切なサービスを利用し、介護予防に取り組むことができるよう各種サービスの充実に努めます。
- ◆介護予防事業については、運動、栄養、口腔等、それぞれのプログラムを複合的に実施していくなど、予防効果がより一層高まるよう、効果的・効率的に実施していきます。

2-3 高齢者の生きがいづくり支援

- ◆他世代との交流を兼ねた場を設けることにより、より多くの住民が交流の場に参加できる環境づくりに努めます。
- ◆高齢者が地域社会との連携を図りながら、生きがいを高めることができるよう、老人クラブへの参加を積極的に促進していきます。
- ◆老人クラブ活動のマンネリ化を防ぐため、各種行事に工夫を図り、魅力ある活動内

容に努めるなど、老人クラブ活動の活性化を図ります。

- ◆就労意欲のある高齢者に対しては、就業のための技能の取得や高齢者の知識や経験を生かすことができる雇用の場の確保等、シルバー人材センター事業を支援し、会員の加入促進や技術訓練の実施に努めていきます。
- ◆高齢者が親しみやすく、参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。

3. 地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

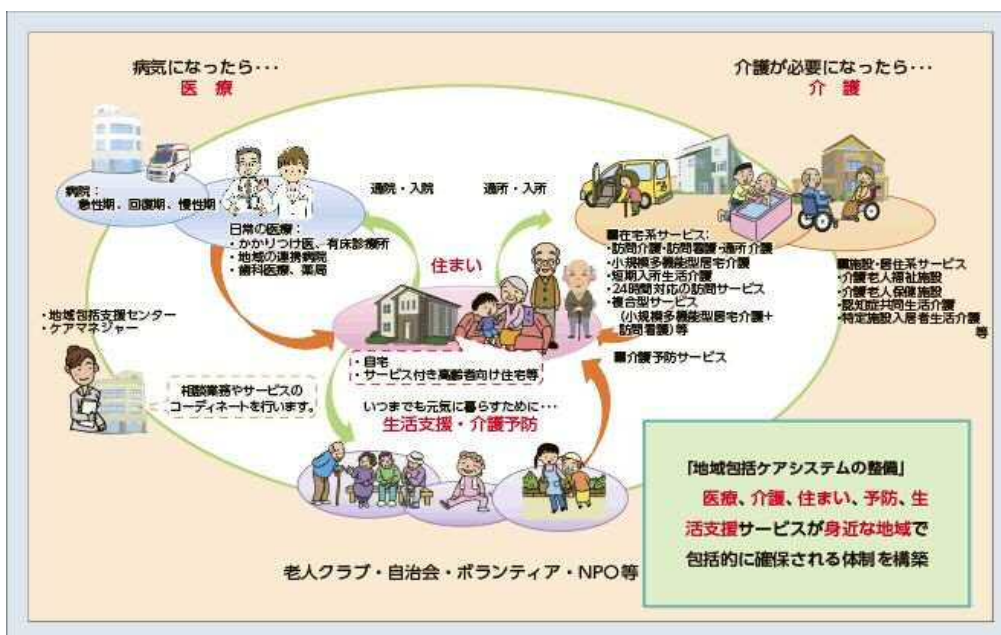
本町の高齢化率は、平成 29 年 4 月現在、約 31%と岐阜県や全国を上回るペースで進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、2025 年には 34.4%となると予測されています。

第 6 期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするための地域包括ケアシステムの構築が求められました。そして、第 7 期計画では、第 6 期計画より進められている地域包括ケアシステムの構築をより深化させ、高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することにあります。

そのため、本町においても、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みをより一層具体的に進めるとともに、町民が必要とするサービスが適切に利用することができるよう、情報提供や相談体制の充実に努める必要があります。

本町においては、高齢者の増加とともに認知症高齢者の大幅な増加も見込まれています。認知症は誰もがかかりうる病気であることから、認知症高齢者に対する介護サービスの充実はもちろんのこと、町民に対する若い頃からの認知症予防の意識啓発、認知症に対する正しい理解促進を図るとともに、介護する家族の心身の軽減を図る取組みを進めるなど、地域で支える仕組みづくりに努める必要があります。

<地域包括ケアシステムイメージ>



3-1 地域包括支援センターの機能強化

- ◆本町では地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進のために必要な援助、支援を包括的に行う地域の中核機関とし、保健センター内2階に設置しています。今後もより多くの方に知ってもらふ必要があることから、広報やホームページなどを活用し、周知に努めます。
- ◆介護支援専門員に対する相談支援、研修会、地域ケア個別会議等の充実を図り、実践力の向上や困難事例の課題把握の支援等を行います。

3-2 在宅医療と介護の連携

- ◆介護と医療の連携強化を図り、個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供できるよう支援に努めます。
- ◆養老郡医師会を主体に多職種連携委員会を開催し、情報共有、知識の普及、在宅医療マップの作成等を行います。
- ◆認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスの普及・啓発に取組み、認知症についての正しい知識の普及・情報提供に努めます。
- ◆認知症高齢者に対して、かかりつけ歯科医は、口腔機能の管理を通じ高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進します。
- ◆平成30年度よりスタートする県の医療計画を踏まえ、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保するよう調整を進めていきます。
- ◆医療機関・福祉施設等の連携により、看取りの体制整備を進めていきます。

3—3 生活支援サービスの体制整備・充実

- ◆生活支援サービスの担い手として、元気な高齢者をはじめとした多様な人材の確保に努めます。
- ◆在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ、シルバー人材センターなど様々な事業主体による支援体制の整備に努め、生活支援サービスの充実を図ります。
- ◆関係者のネットワークや既存の取組み・組織等を活用し、不足するサービスの開発や地域のニーズと活動のマッチングを図り、生活支援サービスの提供体制の整備を行うコーディネーターと共に関係者の配置に努め提供体制の整備を進めます。

3—4 認知症の理解と知識の普及

- ◆介護予防教室等で認知症に関する知識や情報を提供し、町民に対する認知症への理解を深めていきます。
- ◆認知症に対する正しい知識と普及・啓発を進めるとともに、タッチパネル検査等早期発見できる体制の充実を図ります。
- ◆認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、家族同士が集まり話し合い・交流を深めることを目的として行っている「認知症家族のつどい」の周知を図ります。

3—5 認知症高齢者やその家族への支援の充実

- ◆医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターである認知症地域支援推進員を設置し、地域包括支援センターをはじめ各関係機関との連携により、地域における認知症支援体制の構築を図ります。
- ◆徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明時に早期発見できる支援体制の構築を行う徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業を実施します。
- ◆本町では、認知症サポーター養成講座を町内小学生や高校生から企業・団体職員まで町内で幅広く実施し、認知症の基礎知識や認知症の人やその家族の対応方法等を伝えていきます。

4. 社会参加と福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

平均寿命が延び、人生 80 年時代を迎える中、元気な高齢者が増えてきています。高齢者が長年培った豊富な知識や経験を社会に還元し、積極的に社会に参加していくことも生きがいづくりにつながります。また、これからは、高齢者自身もサービスの受け手ではなく担い手になることが求められていることから、高齢者をこれからの地域を担う重要なマンパワーとして位置づけ、その地域活動を積極的に支援するとともに、団塊の世代の地域における活動の場づくりに努める必要があります。

これからのまちづくりは、高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面からの支援が必要になります。

ハード面においては、居住環境の整備や、公共施設等における段差の解消やスロープ・手すりの取り付け、デマンドバスの利便性向上等の環境整備を進める必要があります。

ソフト面においては、防災対策や、地域のサロン活動、振り込め詐欺や悪徳商法などの被害者となりやすい高齢者に対する防犯対策など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民との連携のもと、住民同士が支え合う地域福祉ネットワークづくりを進めていく必要があります。

4-1 いきがいづくりの支援

◆高齢者がいきいきと暮らすまちにするため、学習・スポーツ活動への参加促進、老人クラブ活動等の交流の促進、シルバー人材センター等を通じての就労機会の提供等を行っていきます。

4-2 バリアフリーのまちづくり

- ◆住宅改修等の生活環境の整備、高齢者向け住宅の整備等に努めます。
- ◆新たな施設整備にあたっては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った整備を進めます。また、養老公園をはじめ多くの人が集まる場所についてはバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入を促進します。
- ◆高齢者の外出手段として利用されている予約型乗合バス「デマンドバス」については、利用者の実態やニーズに応じた運行体制の適宜見直しを図ります。

4—3 地域福祉の推進

- ◆「広報 養老」や「社協だより」などを活用し、各種啓発や保健・福祉情報等の周知を図ります。また、「社会福祉大会」や支部社協が主催する「福祉の集い」などの機会を通じて、町民の福祉や健康についての理解を深めると同時に、福祉活動への参加を促します。
- ◆ボランティアスクールや福祉入門講座などを充実し、福祉についての体験学習の機会を拡充します。小中学校での体験学習などの福祉学習を支援するとともに、福祉協力校の活動を支援します。
- ◆社会福祉協議会は、高齢者の生きがい事業にも重点を置き、いきいきふれあいサロンの充実や身近なところで参加できる事業（料理教室や健康講座など）を実施していきます。さらに、民生委員・児童委員をはじめ地域住民を主体とした、地域のネットワークづくりを進めていきます。
- ◆ボランティア活動の推進社会福祉協議会のボランティア活動を支援し、食事サービスや配食サービス、ふれあいいきいきサロンなど、ボランティアの育成・確保を図ります。また、現在の移送サービスのボランティアを生活支援型サービスを支えるボランティアへの転換や充実に努めます。ボランティアの質の向上のため、研修の機会を拡充し、小中学校の福祉協力校やボランティアスクール、福祉入門講座などを通じ若年層のボランティアの育成に努めます。

4—4 防犯・防災体制の強化

- ◆災害弱者となりやすい高齢者に対する防災対策及び地域における高齢者の所在把握や救助方法などの防災体制づくりを進めていきます。
- ◆地域防災計画に沿って事業を進めるとともに、関係機関と連携して、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。
- ◆地域で生じる身近な事件・事故等に速やかに対応するため、地域住民はもとより区長、ボランティア、防犯隊や消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの連携のもと、犯罪や事故等を防止するための自主的な活動を支援します。

4—5 高齢者の権利擁護

- ◆町民へ権利擁護事業の正しい理解と知識の普及・啓発を図ります。
- ◆今後は認知症高齢者の増加が予想されることから、判断力が不十分な人を支える成年後見制度のより一層の啓発に努めるなど、利用促進を図ります。

- ◆高齢者の虐待は地域に潜在している可能性があるため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図るとともに、高齢者虐待防止ネットワークにおける連携強化、情報の一元管理に努め、虐待の早期発見・早期対応を図ります。